

○農林水産省告示第千七百五十七号

植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第七十三号）別表二の付表第三十九の規定に基づき、
植物防疫法施行規則別表二の付表第三十九のアルゼンチンから発送されるグレーブフルーツ、ス
ワイートオレンジ（バレンシア種、サルステイアナ種、ラネラーテ種及びワシントンネープル種の
ものに限る。）、レモン、エレンデール、クレメンティン、ノバ及びマーコットの生果実に係る農林水
産大臣が定める基準（平成二十六年二月七日農林水産省告示第百八十九号）の一部を次のように改正
し、公布の日から施行する。

令和七年十一月二十五日

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対
応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部
分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

	改	正	後	農林水産大臣 鈴木 憲和
四 封印	(一) (略)	(二) 冷蔵設備を有する船舶（以下「低温処理船舶」という。）において消毒を行ふ場合にあつては、船舶の各船倉にはアルゼンチン植物防疫機関による封印がなされていること。	(一) (略)	(二) 海上輸送中の冷蔵設備を有する船舶（以下「低温処理船舶」という。）において消毒を行ふ場合にあつては、船舶の各船倉にはアルゼンチン植物防疫機関による封印がなされていること。
五 消毒	(一) (略)	(二) 低温処理船舶又は低温処理コンテナにおいて(一)の消毒を行ふ場合にあつては、当該消毒が輸出前に開始され、輸入検査の開始までに終了していること。	(一) (略)	(二) 海上輸送中の冷蔵設備を有するコンテナ（以下「低温処理コンテナ」という。）において消毒を行ふ場合にあつては、各低温処理コンテナにはアルゼンチン植物防疫機関による封印がなされていること。
五 消毒	(新設) (略)			